

財務省告示第四百五十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十八年度の初日から平成十八年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十八年十一月三十日

財務大臣 尾身 幸次

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十八年度の初日から平成十八年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	二六トン
三	一トン
四	一五、三二八トン
五	九六一トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
三四六トン	五三 トン	七、六 八トン	六八、二九 六トン	二二、八五 二トン	二五八トン	三一五、六五 一トン	八五三、九四 七トン	三、三三三、八 五 トン	五一、九七八 トン	二、四二 トン	二、九一二 トン	二二、四九 トン	・六五 トン	一・三三 二トン	五 トン

二九	七四二トン
二八	四トン
二七	七、三五二トン
二六	一、六四二トン
二五	トン
二四	一七トン
二三	二、八三三トン
三三	三八トン
三一	二二、三四トン